【件名】ACTロックダウン中の当館領事業務(COVID-19 関連)

●8月12日(木)、ACT政府は、同日午後5時から19日(木)午後5時までロックダ ウン措置を実施する旨発表しましたが、当館領事窓口は、通常通り開館いたします。

●他方、ACT政府は、必要不可欠な外出理由を除いて外出しないよう求めておりますので、 ご用件の緊急性などをご勘案の上ご来館ください。

●提出期限の迫っているものなど判断に迷われる場合は、来館前に電話にてご相談頂くことも可能です。なお、出生届等戸籍関係の届出は、郵送での提出が可能です。

●現在当館では、ACT政府の規制に沿って、来館時は必ずマスク着用、QRコードでのチ ェックインをお願いしています。

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部 電話:02-6273-3244(代表) FAX:02-6273-1848 メール:<u>consular@cb.mofa.go.jp</u> 大使館 HP:<u>https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</u>

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。 豪州政府コロナウイルス専用サイト: https://www.australia.gov.au/ ACT政府コロナウイルス関連サイト: https://www.covid19.act.gov.au/ 豪内務省コロナウイルス関連サイト:https://covid19.homeaffairs.gov.au/ 豪内務省コロナウイルス関連サイト(日本語): https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja 豪保健省コロナウイルス関連サイト:<u>https://www.health.gov.au/news/health-</u> alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert ※当館はACT(首都特別地域)を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関 するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。 在シドニー総領事館(NSW州,NT(北部準州)管轄) https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html 在メルボルン総領事館(VIC州、SA州、TAS州管轄) https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html 在ブリスベン総領事館(QLD州管轄) https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html 在パース総領事館(WA州管轄)

https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は,以下の URL から 手続きをお願いいたします。

https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete